

みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)構築・運用保守業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)構築・運用保守業務委託

2 委託業務の目的

三重県では、これまで結婚を希望する方が理想のお相手と巡り合えるよう、みえ出逢いサポートセンター(以下、「センター」という。)を中心とした相談対応や、出会いイベント等の取組を実施してきました。令和 5 年度には、結婚支援ボランティアである「みえの縁むすび地域サポーター」(以下、「サポーター」という。)を介した 1 対 1 の引き合わせ(マッチング)を行う「みえの縁むすびマッチング」を開始。利用者の募集時には、定員を大幅に上回る応募があるなど県民からのニーズは高いものの、現在の仕組みではボランティアの負担が大きく、ボランティアおよび利用者を増やすことが困難となっています。

また、三重県の婚姻件数は、令和 5 年に 6,038 件(確定数)で過去最低となり、未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっています。県が実施したアンケートでは、結婚を希望する方が未婚である理由として、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、出会いの総量の増加が求められています。

以上のことから、AIとビッグデータを活用したマッチングシステムを構築し、結婚を希望する方が自身でお相手を探す仕組みを提供することで、これまで以上に多数の希望者が利用可能となり、引いては多数の引き合わせが可能となるよう、出会いの機会の充実を図るとともに、適切な運営を行うことにより、マッチングシステムの安定稼働や品質の向上を図ります。

3 委託業務の概要

- (1)委託期間 契約締結日 から 令和8年3月31日(火)まで
(2)委託業の内容 別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 21,651,110円(消費税および地方消費税を含む。)

※課税対象の項目は、税率10%で見積もること。

※契約上限額を超える提案及び契約はできないものとする。

※運用保守費用(6 か月分)は、構築費用の 10%未満を想定している。

5 企画提案コンペの参加要件

(1)参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1

項各号に掲げる者でないこと。

(2)最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)構築・運用保守業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容の審査を行い、総合的に最優秀提案を選定します。

(1)企画提案コンペ参加資格確認申請書(別紙様式第1号)、委任状(別紙様式第2号)の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和7年3月6日(木)正午 必着(期限厳守)
- イ 提出先 三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策班(三重県庁2階)
- ウ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵送、民間事業者による信書便もしくは持参
※持参以外の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。
※持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。
- エ 結果通知 令和7年3月18日(火)までに電子メールで通知します。
- オ その他 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、あわせて委任状(別紙第2号様式)を提出すること。

(2)企画提案資料の提出期間及び提出先

- ア 提出期間 令和7年3月24日(月)～同年3月25日(火)正午 必着
※期限厳守(提出期間外には受理できません。)
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 郵送、民間事業者による信書便もしくは持参
※提出する企画提案資料は、「7 提出を求める企画提案資料の内容」を熟読のうえ、作成すること。
※持参以外の場合は、必ず電話にて受領確認を行うこと。
※持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

(3)質疑応答

質問事項の取扱いについては、次のとおりとします。

- ア 質問期間

令和7年2月28日(金)から同年3月4日(火)正午まで

イ 質問方法

電子メールまたはファクシミリのいずれかの方法で提出すること。なお、質問文書には、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

ウ 提出先

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策班
電子メール(shoshika@pref.mie.lg.jp)、FAX(059-224-2270)

エ 質問への回答

令和7年3月5日(水)正午までに県のホームページ(企画提案コンペ公告ページ)にて回答します。

(4)第1次審査(書面審査)の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価および企画提案書等による書類審査を行います。審査の結果は、すべての提案者に速やかに通知します。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行いません。ただし、提案者が5者以下の場合、第1次審査を省略します。

(5)第2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

選定委員会の審査にあたって、以下のとおり、提案者によるプレゼンテーションを行います。

ア 日時

令和7年3月27日(木) ※詳細は後日提案者に連絡します。

イ 場所

三重県庁内又は三重県庁付近の会議室
※オンライン(Zoom)での審査となることがあります。

ウ 内容

プレゼンテーション15分、質疑15分(予定)

※説明者は各社3名以内とすること。

※プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書(紙)に基づいて、提案内容のポイントを中心に説明すること。プロジェクターや、オンラインの場合の画面共有機能は使わない。

※プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書とは異なる内容や追加の記述は認めない。

(6)最優秀提案の選定結果

最優秀提案者が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

(7)評価の項目と観点

提案書の審査における評価項目と観点は「別紙2-1 提案書記載依頼事項」のとおりで

す。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 8部

【提案書作成時の留意事項】

- ア 提案書の様式は、A4縦長横書き両面とすること(図面等は除く)。文字の大きさは本文12ポイント以上を基本とすること。図表中の文字やレイアウト上やむを得ない場合はこの限りではないが、読みやすい大きさとするよう心がけること。
- イ 提案書は8部作成し、A4 型2穴フラットファイル等で製本のうえ、目次、ページを付すこと。
- ウ 「別紙2-1 提案書記載依頼事項」に提案書ページ番号を記入のうえ提案書に添付すること。
- エ 提案書は、「別紙2-1 提案書記載依頼事項」に従いすべての項目について言及すること。
- オ 「別紙2-2 機能要件対応表」を記入のうえ提案書に添付すること。
- カ 提案書は、全部で40ページ以内に収めること。本県より様式を指定しているものは、全体のページ数の制限には含めないが、提案書の中に含めて提出すること。指定様式を除く提案書のページ数が40ページを超えた場合は、減点の対象とするので注意すること。
- キ 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、「別紙2-1 提案書記載依頼事項」の評価項目順序のとおり編み替えること。
- ク 本県の提示した「みえの縁むすびマッチングシステム(仮称)構築・運用保守業務委託仕様書」の全面コピーおよび「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、評価が低くなるので注意すること。

(2) 見積書 8部(押印したもの1部、残り7部はコピーで可)

見積の様式は任意であり、合計額は「消費税抜き」で記入するものとする。費用積算の内訳書を詳細に記載し、社名及び代表者名を記載した上、代表者印を押印すること。

なお、提案見積については、代表者印の押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、提案見積の発行責任者及び担当者氏名をフルネームで記載すること。(発行責任者及び担当者は、同一人物でも可とする)

(3) 会社概要書 8部

提案者の組織概要(会社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織体制、沿革等)を簡潔に記載してください。なお、同内容の記載があれば、会社パンフレット等の提出でも可とします。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 過去の3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第3号様式)、または契約書の写し、履行確認書の写し等契約の履行が確認できる書類

9 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が契約上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (3) 当企画提案コンペに基づく契約者決定の効果は、予算発効時において生じる。

10 担当課・担当者

三重県子ども・福祉部 少子化対策課 少子化対策班 北出・大浦
〒514-8570 津市広明町13番地
電話 059-224-2404
ファクス 059-224-2270
電子メール shoshika@pref.mie.lg.jp